

教育委員会定例会(2月)会議録

日 時	平成28年2月22日(月) 16時00分～17時15分	
場 所	久留米市立江南中学校 図書室	
出席委員	永田 見生 委員長	半田 利通 (委員)
	岡部 千鶴 (委員)	日野 佳弘 (委員)
	白水 美弥子(委員)	堤 正則 (委員、教育長)
事務局	窪田 俊哉(教育部長)	野田 秀樹 (市民文化部長)
	大久保 隆(教育部次長)	竹村 政高(市民文化部次長)
	西田 正典(学校教育改革担当次長)	後籐 真 (教育センター所長)
	眞崎 宗明(学校施設課長)	石橋 康秀(教職員課長)
	栗山 勝典(学校教育課長)	上野 順也(学校教育課学務主幹)
	松本 良一(学校教育課指導主幹)	刈茅 洋子(学校保健課長)
	井上 正史(人権・同和教育課長)	竹上 克己 (田主丸事務所長)
	古賀 弘憲 (北野事務所長)	澁田 光弘(城島事務所所長)
	田中 克実 (三瀨事務所長)	稲益 久之(体育スポーツ課長)
	園井 正隆(文化財保護課長)	杉山 和敏(中央図書館館長)

議 案

- 第3号議案 坂本繁二郎生家条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について
- 第4号議案 久留米市三瀨B&G海洋センター条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について
- 第5号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について
- 第6号議案 平成27年度教育費3月補正予算に係る意見の申出について
- 第7号議案 平成28年度教育費予算に係る意見の申出について
- 第8号議案 久留米市城島ふれあいセンター条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 地域学校協議会の取組について
- (3) 有馬記念館リニューアルオープン5周年記念「おひなさまとミニチュアのお道具」の開催について
- (4) 南筑高校の修学旅行について
- (5) 学校改築事業の進捗状況について
- (6) 平成27年度 久留米市学力・生活実態調査(小学校)の結果について
- (7) その他

議案

第3号議案 坂本繁二郎生家条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

委員長 ただいまから、「久留米市教育委員会2月定例会」を開会いたします。では、議案の審議に入ります。「第3号議案 坂本繁二郎生家条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について」、事務局より説明をお願いします。

事務局 《議案説明》

委員長 ただいま事務局より第3号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

A委員 議案3－資料1に「小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準ずる者」とありますが、これらに準ずる者とはどういう方を指しているのですか。

事務局 準ずる者というのは、小中一貫の義務教育学校に通う者を指しております。

事務局 補足させていただきますと、現在まで小学校中学校と言っていたものと別個に、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として、28年4月1日から学校教育法第1条関係の改正に規定されることに伴い、準ずる者と表現しております。

委員長 ほかにございますか。

(全委員) (特になし)

委員長 ないようですので、第3号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第4号議案 久留米市三潴B&G海洋センター条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について」、事務局より説明をお願いします。

「第4号議案 久留米市三潴B&G海洋センター条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について」

事務局 《議案説明》

委員長 ただいま事務局より第4号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(全委員) (特になし)

委員長 皆様のご異議がないようですので、第4号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第5号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局より説明をお願いします。

第5号議案 久留米市スポーツ推進委員の委嘱について

事務局 《議案説明》

委員長 ただいま事務局より第5号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(全委員) (特になし)

委員長 皆様のご異議がないようですので、第5号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第6号議案 平成27年度教育費3月補正予算に係る意見の申出について」、事務局より説明をお願いします。

第6号議案 平成27年度教育費3月補正予算に係る意見の申出について

事務局 《議案説明》

委員長 ただいま事務局より第6号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

(全委員) (特になし)

委員長 皆様のご異議がないようですので、第6号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第7号議案 平成28年度教育費予算に係る意見の申出について」、事務局より説明をお願いします。

第7号議案 平成28年度教育費予算に係る意見の申出について

事務局 《議案説明》

委員長 ただいま事務局より第7号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？

B委員 議案7-資料10、小学校久留米学力アップ推進事業のところ

で、学力向上支援員を小学校5校に配置する予定ですが、予定されている学校名を教えてください。また、議案7一資料12、中学校学力アップ推進事業の本年度から始まったくるめっ子塾で、平成28年度は効果を検証する年として、現状維持の1校のままの予算案になっていますが、本日、学校の授業状況を拝見させていただいて、勉強に対する態度が難しい生徒がいたように思っております。例えば、眠っていても先生が注意しない、教科書も出していない、授業と違う内職をしている状況があり、1年生の段階からやる気を失っている生徒が見受けられました。くるめっ子塾はよい取組と昨年説明していただきましたが、やはり、他の校区にも同様の取組があった方がよいと思ひ、今後拡充の方向に進むのではと思っていたのですが、現状維持の1校のままということで、残念な気もしています。以上の小学校5校の予定校とくるめっ子塾の今後の展望を教えてください。と思ひます。

事務局

まず、学力向上支援員の配置ですが、来年度5校を予定している背景から説明しますと、久留米市独自に全ての学年で学力実態調査を行っておりまして、現状としては全国平均に達していないのですが、全国学力テストが行われる6学年に向けて、4・5年生の学力も全国との比較でわかります。市の学力とで試算をしましたところ、全国平均に到達するためには、あと11校程度で2問ずつの正答が得られれば届くのではないかという試算をいたしました。なぜ、11校でないのかですが、1年で全てを実施するのではなく、段階的に28年度5校、29年度6校という形で配置校を拡大していこうという考え方から、5校を計上しております。配置については、5年生に配置しますので、市の学力テストの4年生の結果が全国平均から大きく下回っている学校や一定以上の児童数がある学校、さらに家庭の社会経済状況と学力の因果関係も指摘されておりますので、就学援助率が多い学校といったところを組み合わせで5校を選出する予定にしており、来年度の配置については、今年度の結果を踏まえて選定していくこととしております。くるめっ子塾につきましては、拡大の方向性を持っておりますが、1校あたり500万円程度の経費がかかっておりますので、このまま17校に拡大すべきなのか、設置の範囲をもう少し広範囲にすべきなのか、運営委託のあり方についても学校と地域の協働という形で、地域のボランティアの方に学習をみただけの環境もできていますので、そういった動きも見ながら、現在NPOへの委託から他の方法が探れないのか、といったことも検討させ

ていただきたく、来年度については1校での実施としております。

B委員 くるめっ子塾の効果の検証はどのような形で行うのですか。

事務局 学校での定期考査の結果がどう伸びてきたか、前年の学力テストと比べどのように伸びてきたかといったことを検証の1つの要素としたいと考えております。現時点で目を見張るような効果までには至っていないようですので、その分析についても行う必要があると考えております。

C委員 くるめっ子塾運営委託料の内訳はどうなっていますか。

事務局 ほとんどが教えられる方の人件費及び事務局の経費となっています。

C委員 指導には何人携わっているのですか。

事務局 生徒3～4人に1人の指導員を配置しておりますので、10人程度となっております。

D委員 基礎学力は識字と同じようなものと思います。字を読める書けると同じように、基礎学力は社会を生きるために必要なものではないかと思います。予算の配分と効果を見たときに、総予算が変わらないのであれば、他を削ってでもここに充当した方がいいのではという感想を持ちます。これだけの予算総額に対して、くるめっ子塾の予算は低いのではと思います。効果の確認と言われますが、効果が上がっている手応えはあるのですか。あるのであれば、検証は行うとしても予算を増やしてもいいのではと思います。

事務局 今回の予算となった背景にあるのは、現状のようにNPOに委託をするにしても、3・4校分を1つのNPOで受けきれぬのかということとともそのような状態ではなく、別の事業で実績のある社会福祉法人にどれくらい依頼できるものかというところがあります。今年度の効果の検証というのは、成績についての手応えについては、少し見えてきているのですが、一方で受け皿をどうしていくのかという検証が難しいところがあります。そういった中で、地域で土曜塾として行っているところもありますので、市民と協働した形でできないのかなど、

受け皿となる団体を探っていくことは、次年度の早い段階から取り組んでいきたいと考えております。

B委員 退職した教員はボランティアなどはなされないのでしょうか。定年を迎える教員に呼びかけを行うと希望する方はいらっしゃるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

事務局 新聞等では退職後に学習塾を開いているなどの紹介がされていますが、久留米市の中でそういった自主的な動きがあっているかという現状ではない状況ですが、今後のくるめっ子塾のあり方については、NPO法人委託だけでなく地域と連携して行うなど、様々なあり方について調査研究を行っておりますので、退職教員のボランティア活用についても調査研究の中に組み込んでいきたいと思っております。

委員長 ボランティアの方にどこまで協力いただくのかという部分があります。大学生等にとっては非常によい経験にもなりますし、子どもたちも年齢の近い方と話すのでわかりやすく感じる場所もあると思っておりますが、効果があがるかという点と検証は難しいかもしれません。低学年の段階で学習習慣を身につけておくことが大事で、そこに予算をつけていくことも必要ではないかとも思います。

教育長 退職者は多いのですが、再任用制度により65歳までは仕事ができる状況下において、なかなか残っていただけていないことが実情としてございます。半分以上が制度利用を希望しない中で初任者が増えているという状況下の中から、まずはキャリアを活かして初任者の指導教員になってもらえないかと先に依頼している状況です。それ以上に協力いただける方には地域でのボランティアという形をお願いしている状況でございます。

委員長 ほかにございませんか。なければ予算に関する異議はなしということで、第7号議案を原案のとおり承認いたします。次に、「第8号議案 久留米市城島ふれあいセンター条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について」、事務局より説明をお願いします。

第8号議案 久留米市城島ふれあいセンター条例の一部を改正する条例に係る意見の申出について

事務局 《議案説明》

- 委員長 ただいま事務局より第8号議案について説明がありましたが、ご質問やご意見はありますか？
- D委員 大学の定義のところ、文部省管轄内の大学ということですか。
- 事務局 学校教育法第1条の中で、学校とは幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校・大学及び高等専門学校として規定されている部分でございます。
- D委員 防衛大学校や海上保安大学校はこの免除を受けられないということですか。
- 事務局 大学の規定が学校教育法に基づく大学になりますので、対象にはならないということになります。
- D委員 ほとんどに学校教育法に掲げる大学に準拠したものとしての扱いが、1行盛り込まれています。受験資格その他全てにおいて入っております、通常においては各大学校も大学と同等に扱ってもらっているのですが、久留米市ではそうならないことには賛成し難いです。100円の差ですが、そこに身分の差があることに納得ができないということです。
- D委員 現在はわかりませんが、以前は、大学校卒業者は学士号をもらっていませんでした。正式にはその他の学校卒業者であって、ただし文部大臣が同等と認めたものの中に、各種受験資格の時などは必ず入る形になっています。
- 事務局 実際の運用状況も含めて、確認をさせていただきたいと思えます。
- B委員 専門学校・専修学校の学生は、自分たちは学んでいる立場だと思っておられると思いますので、配慮が必要ではないかと思えます。
- 委員長 本議案については承認することとし、大学校等の取り扱いについては、次回に確認結果の報告をお願いいたします。今回は協議事項がありませんので、報告事項に移ります。

報告事項

- (1) 教育委員会後援事業等に関する報告
- (2) 地域学校協議会の取組について
- (3) 有馬記念館リニューアルオープン5周年記念「おひなさまとミニチュアのお道具」の開催について
- (4) 南筑高校の修学旅行について
- (5) 学校改築事業の進捗状況について
- (6) 平成27年度 久留米市学力・生活実態調査（小学校）の結果について
- (7) その他

今後のスケジュール

- 3月臨時会 : 3月 3日（木）16:00～ 市庁舎3階303会議室
- 3月定例会 : 3月30日（水）10:00～ 市庁舎3階303会議室

委員長

ありがとうございました。すべての議事が終了しましたので、以上をもちまして、久留米市教育委員会2月定例会を終了いたします。お疲れ様でした。